

# 個人府民税控除対象寄附金指定通知書

男女府第1849号  
令和2年10月30日

公益財団法人大東育英会

和泉 克弥 様

大阪府知事

吉村 洋文



令和2年10月22日付けで申請のあった大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例第3条第1項の寄附金の指定については、同条第4項の規定により、次のとおり指定することと決定したので、同条例第5条の規定により通知します。

- 1 大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例施行規則第6条第1項第1号ニに規定する寄附金又は金銭に係る支出の期間

令和2年1月1日～令和7年10月29日

- 2 指定の有効期間及び当該有効期間を付する理由

令和2年10月30日～令和7年10月29日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。